

基幹型地域包括支援センターのあり方検討について

1. 基幹型地域包括支援センターを設置した経緯

本市では、高齢化の進展や高齢者の生活課題の多様化、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えるなど、より地域の実情に応じた相談支援体制を推進していくため、平成27年度にこれまで1か所であった日常生活圏域を9か所に見直した。

それに伴い、これまで地域の総合相談窓口として関係を築いてきた9か所の介護支援センターを新たに地域型地域包括支援センターとして位置づけ、それまで1か所で地域包括支援センター業務を担っていた伊丹市地域包括支援センターを9か所のセンターの後方支援等を行う基幹型地域包括支援センターとして位置づけた。

2. 基幹型地域包括支援センターのあり方検討が必要になった要因

平成27年度に新たに地域型地域包括支援センターを複数設置した際、それまで市内で唯一地域包括支援センターを担っていた「伊丹市地域包括支援センター」を基幹型地域包括支援センターとして、9か所の地域型地域包括支援センターへ地域包括支援センターとしての「業務の内容や実施方法の引継ぎ」、「事例支援のノウハウの伝授」、「人材育成等の後方支援」等を行う目的で設置したため、市としては、これらの目的を達成すれば基幹型地域包括支援センターの役割は終わるものと考えていた。

しかし、設置から8年経過する間に、当初の目的であった地域型地域包括支援センターへの「業務の内容や実施方法の引継ぎ」、「事例支援のノウハウの伝授」については、一定の役割を終えたが、認知症高齢者の増加や高齢者虐待事例、8050問題等の複合的な課題を抱える支援困難事例について地域型地域包括支援センターが支援する機会が増加した。

そのような状況の中、地域型地域包括支援センターだけでは、支援が難しい事例について、基幹型地域包括支援センターが、地域型地域包括支援センターの後方支援（相談・助言・同行訪問等）に係る役割の重要性が増大し、設置当初の目的と基幹型地域包括支援センターに求められる役割が変化してきた。

このような状況の中、介護保険事業計画（第8期）の3年間の中で、基幹型地域包括支援センター（伊丹市社会福祉協議会）が担ってきた役割や行政を含めた各機関の位置づけについて整理を行い、「行政が直接担うことが効率的なもの」、「引き続き伊丹市社会福祉協議会が担うことが効率的なもの」を分析した上で、改めて、現行の基幹型地域包括支援センターを維持することが良いのか、基幹型地域包括支援センターを廃止し市で業務を担う体制が良いのか検討を行うこととなった。

3. 業務調査・ヒアリングについて

基幹型地域包括支援センターが担う必要な役割と課題抽出のために、関係各機関に業務調査やヒアリングを実施した。

- (1) 基幹型地域包括支援センター業務詳細等について
 - ①実施時期 令和3年度
 - ②対象者 基幹型地域包括支援センター職員
- (2) 地域型地域包括支援センターの業務の状況と必要なサポート体制について
 - ①実施時期 令和3年度
 - ②対象者 地域型地域包括支援センター職員（9か所）
- (3) 介護支援専門員と基幹型・地域型地域包括支援センターの業務連携について
 - ①実施時期 令和4年度
 - ②対象者 兵庫県介護支援専門員協会伊丹支部 支部長等
- (4) 権利擁護業務に係る市地域・高年福祉課、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センターの業務連携について
 - ①実施時期 令和4年度
 - ②対象者 市地域・高年福祉課職員、基幹型地域包括支援センター職員
- (5) 業務調査・ヒアリングの意見抜粋
 - ①地域型地域包括支援センターが必要とするサポート機能
 - ・虐待事例や支援困難事例に対する後方支援（相談・助言等）
 - ・研修等、人材育成に関すること
 - ・統計や会議、マニュアル作成等の事務的な業務の集約
 - ・介護支援専門員への支援・連携・情報伝達に係る集約
 - ②介護支援専門員が必要とするサポート機能
 - ・介護予防支援等の一部委託契約の一括契約締結
 - ・介護予防支援等のマニュアル作成等、とりまとめ
 - ・市全体での介護支援専門員の資質向上のための研修の実施
 - ・支援困難事例に対して相談や同行訪問してもらえる支援体制

4. 業務調査・ヒアリングから抽出した課題

基幹型地域包括支援センターの業務の課題等についてヒアリングを実施した結果、権利擁護業務に費やす時間・労力が多いことが把握できたため、課題は権利擁護業務とその他の業務に分別した。

(1) 権利擁護業務

基幹型・地域型地域包括支援センター業務の中で、高齢者虐待や困難事例等への支援が時間・労力ともに占める割合が多く、権利擁護業務を効率的に実施できる方法の検討や、地域型地域包括支援センターに対して相談・助言・同行訪問を効果的に行え

る体制の維持・効率化について検討が必要であることがわかった。

市地域・高年福祉課、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センターのヒアリングを通して、権利擁護業務に係る3者共通の課題は、下記の3つであった。

- ① 情報共有に関すること
- ② 事例への対応・支援に関すること
- ③ 事業実績の集計・会議に関すること

(2) 権利擁護業務以外の業務

業務マニュアルの作成・見直し等地域型地域包括支援センター業務の水準を揃えることや、介護予防支援等の事務、地域型地域包括支援センター職員への研修や社会福祉協議会内での基幹型地域包括支援センターの業務配分についての調整等の課題が抽出できた。

権利擁護業務以外の業務の課題は、下記の4つであった。

- ① 地域型地域包括支援センター業務の各種手順や書式等の統一
- ② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る業務について
- ③ 人材育成について
- ④ その他業務の整理

5. 課題の解決策

現行体制を維持した場合、基幹型地域包括支援センターを廃止して市が業務を担う場合どちらにおいても、課題を解決する必要があり、下記のような手段で事務方法等を改善する必要がある。

- (1) ICTの活用
- (2) マニュアル等の作成・改訂、周知
- (3) 権利擁護業務において職員の事例担当方法等の見直し
- (4) 社会福祉協議会内での業務方法等の見直し
- (5) 職員のスーパーバイズ機能（相談・助言等）の向上

6. 各体制のメリットとデメリット

(1) 現行体制を維持した場合

① メリット

- ・市、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センターの3者の視点で虐待や困難事例について検討できる。
- ・全ての業務において大きく変更することなく現状を改善することで業務が継続できる。
- ・地域型地域包括支援センターの業務を理解し、ノウハウのある職員が助言や後方支援ができる。

②デメリット

- ・虐待や困難事例の支援について3者で調整を行うため、時間がかかる。
- ・退職後の職員の補充が難しい。

(2) 基幹型地域包括支援センターを廃止し市が業務を担う場合

①メリット

- ・市、地域型地域包括支援センターの2者で虐待や困難事例について検討するため、迅速な情報共有及び虐待対応ができる。
- ・地域型地域包括支援センターやケアマネジャーの相談・意見、実績報告等を直接市が受理するため、対応や集約の時間短縮が図れる。

②デメリット

- ・市、地域型地域包括支援センターの2者での情報共有が主になるため、虐待や困難事例の支援方針が偏る危険性がある。
- ・これまで基幹型地域包括支援センターが実施していた事務等の一部を地域型地域包括支援センターがする必要があるため、地域型地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の業務が増加する。
- ・基幹型地域包括支援センターが担っていた業務について、市と地域型地域包括支援センターで担うため、事務手順やルール等を改めて決める必要がある。

7. これまで実施した本協議会での意見

<p>●権利擁護業務について 令和4年第3回 (令和4年11月1日開催)</p>	<p>①権利擁護業務を市が担う場合、専門部署を市の内部に作って体制を整えていくことが不可欠だと思うが、難しいのではないかと。</p> <p>②基幹型地域包括支援センターを廃止して市が担う場合、地域型地域包括支援センターへの支援方法の組み立て直しや職員の確保、システムの導入の体制整備について、予算の問題もある。令和5年度1年間の準備期間でできるのか。</p> <p>③緊急性が高く、人の生命にかかわる虐待事例において時間がかかるというのは、非常に大きな問題であり、困難事例支援に対しては教育・訓練を受けた知識のある人が関わらないと、難しい。迅速に、専門的な職員が対応していくという体制がとれれば、どちらでもできるのではないかと。</p> <p>④市が担う場合、「地域包括支援センターの業務に関わった経験のない職員が配置されることもあり、地域型地域包括支援センターへの助言・指導が適切にできない可能性がある。」と資料にあるが、これは致命的なデメリットである。現状の市・基幹型地域包括支援センター・地域型地域包括支援センターの3者であれば知識不足であっても意見を言い合える。しかし、2者で決めるとなると、1人の責任が大きくなる中において、適切に助言ができる職員の配置ができないというのは問題である。</p> <p>⑤知識・経験・技術のある人を市に配置するという担保のある状態であれば、担当人数が少ない中で決めていく方が時間短縮にもなり良さが出るが、それが無いのであれば3者で対応した方が、メリットがある。</p> <p>⑥職員の異動と経験の蓄積の問題だが、経験の蓄積が豊富なのは社会福祉協議会かと思う。行政と違って非常に柔軟に、迅速に動ける。</p> <p>⑦虐待をしていた人も地域から孤立しないように社会資源を活用しながら支えることが必要だ。そういったことを総合的に対応できる力を社会福祉協議会は蓄積しているので、市が担うよりは、良い市民サービスができるのではないかと。</p>
--	--

●権利擁護業務以外の業務について
令和4年第4回
(令和5年1月26日開催)

- ①社会福祉協議会としては、基幹型地域包括支援センターの維持が大変であるが、全体を見ると基幹型地域包括支援センターを廃止し市が担うと、地域型地域包括支援センターや市の業務が増え、時間・労力ともに大変になると考える。そのため基幹型地域包括支援センター廃止は難しいと考える。そして現行体制を維持した場合においても改善する点についてしっかり考えていく必要がある。
- ②引き続きこのまま社会福祉協議会に設置するのであれば、現状、基幹型地域包括支援センター業務に労力がかかり大変だということを理解いただき、今後の運営について検討してほしい。
- ③「基幹型地域包括支援センターの廃止は望ましくないと考えられる。」と資料に記載があるが、同意見である。
- ④市が担うというのは、業務が過重になるのではないかと。
- ⑤基幹型地域包括支援センターを廃止すると、年月の経過とともに各地域型地域包括支援センターの業務水準等の統一が取れず、業務の質の差や方向性にバラつきが出てくるのではないかと。各地域型地域包括支援センターで情報共有が必要なことや統一を図る必要があるものもあり、基幹型地域包括支援センターは現行体制のままが良いと思う。
- ⑥基幹型地域包括支援センターのスーパーバイズ機能は有難いが、後期高齢者人口が増加し、総合相談業務や権利擁護業務が増加する中で、現在の体制で担っていけるのかが不安である。
- ⑦資料から基幹型地域包括支援センターを継続もしくは廃止によるメリット・デメリットを拝見する限り、継続するメリットが大きいように感じる。

8. 今後の体制について

これまでの業務調査・ヒアリングの結果から、基幹型地域包括支援センターは、設置した当初の目的であった地域型地域包括支援センターへの「実務の引継ぎ」「ノウハウの伝授」は概ね達成した。

しかしながら、虐待・支援困難事例の対応への後方支援（相談・助言・同行訪問等）や全地域型地域包括支援センターの事務の統一化・集約を担う機能、居宅介護支援事業所との委託契約等、介護予防支援等に関する機能等、設置当初の想定以上に基幹型地域包括支援センターとして担う役割が重要となってきた。

基幹型地域包括支援センターを廃止した場合、市において地域包括支援センター業務に携わった経験のない職員が配置されることもあり、虐待・支援困難事例の支援、その他業務においても地域型地域包括支援センターへの助言・指導を適切に行うことが困難になる可能性がある。

また、地域型地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の一括委託契約等、市で担えないものもあり、一から事務手順を変更することや地域型地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の業務負担が増加する可能性がある。

以上のことから、現在の基幹型地域包括支援センターは現行体制を継続する。

今後は、これまでの業務調査・ヒアリングから抽出された課題について、市介護保険課、地域・高年福祉課、基幹型地域包括支援センター、地域型地域包括支援センター等の関係機関で課題解決に向けた検討を行う。

検討に当たっては、地域型地域包括支援センターの業務効率化につながるよう事務処理方法を改善する等、以下の内容を行う。

- (1) 「5. 課題の解決策」について詳細な方法を検討し実施する。
- (2) その他、業務調査・ヒアリングにおいて抽出した下記の課題について具体的な解決策を検討する。
 - ・ 家族介護用品支給（おむつ支給）の申請
 - ・ 高齢者等位置情報通知サービスの申請
 - ・ 地域密着型サービス運営推進会議の担当割